

自主的な環境美化活動を応援します！

# 環境美化モデル活動認定制度 を開設しました！

問合せ：船橋市環境部クリーン推進課

まち美化・指導係（TEL047-436-2434）



- 地域住民や NPO 等の団体による自主的なごみ減量や清掃活動などの環境美化活動を市がサポートする制度として「環境美化モデル活動認定制度」を開設しました。
- この制度は、地域で持続的に行われている環境美化活動を船橋市が側面的に支援し、環境への負荷の削減、環境美化の向上とともに地域コミュニティの増進・発展を目指すものです。
- 認定を希望する団体は、あらかじめ協議のうえ「環境美化モデル活動認定申請書」を市に提出していただきます。条件を満たしている活動に対して市から交付される「認定書」、又は必要により団体と市の双方で締結した「覚書」に基づき、市と団体との役割分担により継続的に取り組む仕組みとなっています。

**主な活動の種類**（概ね5人以上で構成される団体が継続的に行う活動。詳しくは事前にご相談下さい。）

地域美化  
清掃活動



ごみ減量・再利  
用・リサイクル  
(3R) 活動



不法投棄防止  
パトロール活動

クリーン  
推進課に  
活動認定  
申請書を  
提出

環境美化モデル  
活動認定申請書



提出（協議・審査）  
※効果的な事業展開の検討

活動認定書

覚書（必要に  
応じて）

環境美化活動  
として認定の上、  
市と団体で役割  
分担を定めた  
覚書を締結

取組  
体の  
みの

認定書交付・覚書締  
結

取組  
市の  
みの

## 認定団体と市が協働で実践

たとえば

- 防犯パトロールと兼ねた定期的な美化清掃
- ポイ捨てされやすい場所の改善
- 地域独自の資源回収の取組み
- 環境美化への意識啓発の具体的な取組み

など

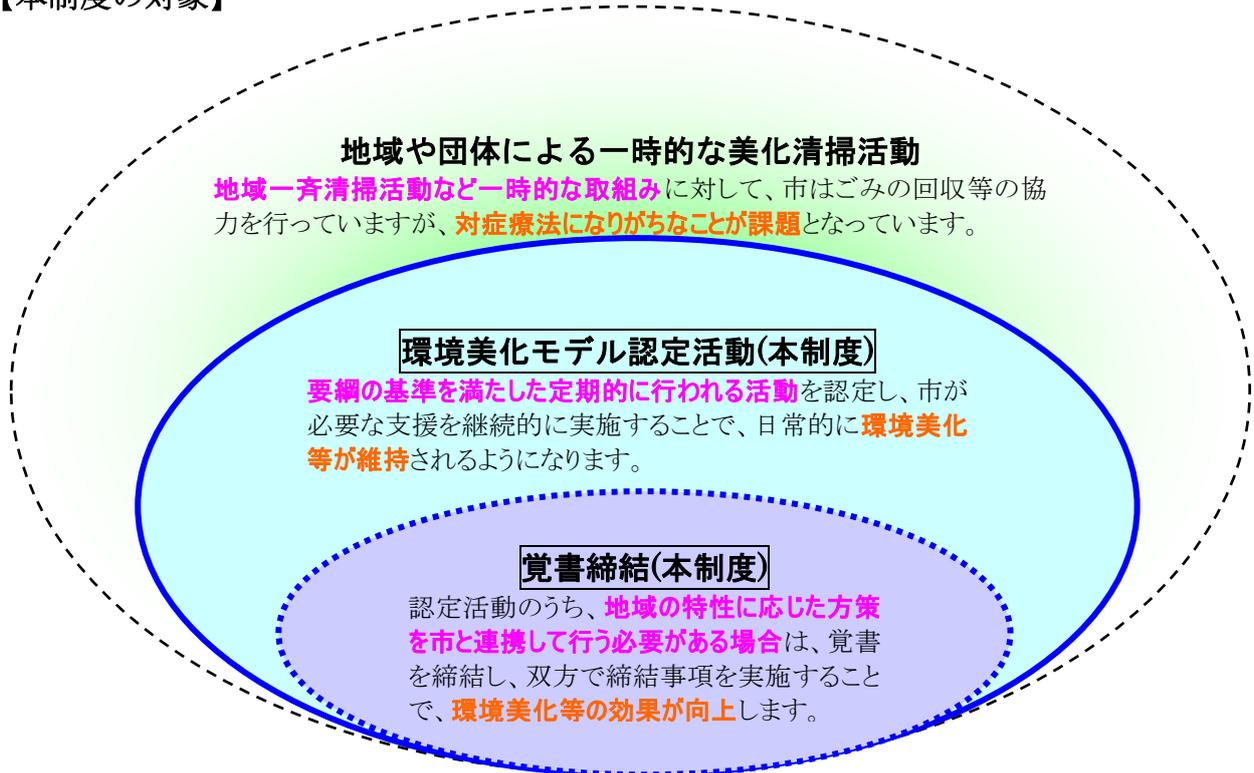


たとえば

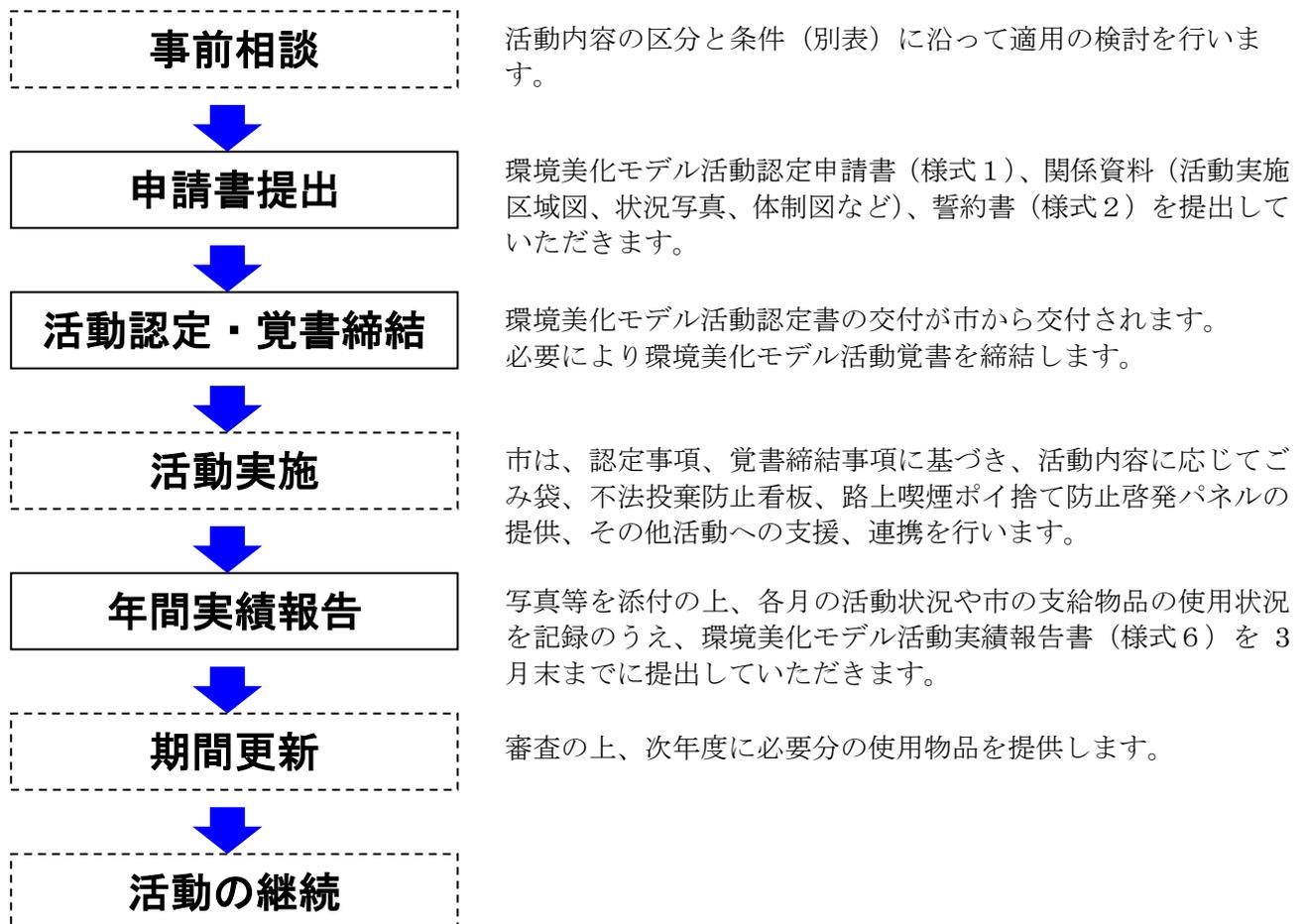
- ゴミ袋、回収袋等の提供
- 地域独自の資源回収の取組みへの支援
- ポイ捨てされやすい場所への警告看板の設置
- 美化改善から美観向上に資するための総合的な対策の推進

など

## 【本制度の対象】



## 【認定の流れ】



## 活動の区分と条件

区分	活動内容	主体者の取組み	市の支援内容	条件
1. 地域美化清掃活動	(1) 町会・自治会、NPO、市民団体等による美化清掃活動	① ・不特定多数によるポイ捨てが頻繁に行われている地域内の道路、歩道の清掃  ※② ・ポイ捨てや歩きタバコを防止するための地域内での啓発看板の設置及びチラシの回覧等による周知 [①も実施するものとする]	① 参加者への美化清掃用のごみ袋の提供  ② ・啓発チラシの作成 ・看板の作成・設置協力  [①の支援も含む]	【対象】 町会・自治会等地縁組織、NPO、市民団体等 【認定の目安】 ・①にあつては、自己の軒先のみ活動を除く。 ・②にあつては、対策の必要な区間が設定されること(地域の総意であり、関係町会・自治会の合意がなされていること)。 ・美化清掃用のごみ袋は活動参加者月当たり延べ平均人数×月1枚以下の提供を目安とし、可能な限り節約して使用するものとする。この場合、使用したごみ袋の容量に残余があるときは、本旨に逸脱しない範囲内において美化清掃以外の可燃ごみの投入を認めるものとする。
	(2) 商店街における美化清掃活動	③ ・軒先や通りの日常的な清掃  ※④ ・ポイ捨てや歩きタバコを防止するための美観向上対策(ごみの堆積を招きやすい箇所への花壇等の設置)  [③も実施するものとする]	③ ・活動店舗への美化清掃用のごみ袋の提供  ④ ・花卉、種苗等の提供(緑化関係機関の支援が可能な場合によるものとし、道路管理者等関係機関の了承が得られた場合を前提とする)  [③の支援も含む]	【対象】 商店会、事業者組合等 【認定の目安】 ・④にあつては、商店会、事業者組合として実施する美化清掃活動で、合意がなされていること ・活動が日常的に随時行われること。 ・3Rに積極的に取り組むとともに、事業系廃棄物を適正に処理していること。 ・花壇等の設置にあつては通行に支障を来さないこととする ・美化清掃用のごみ袋は活動店舗に対して月1枚以下の提供を目安とし、可能な限り節約して使用するものとする。この場合、使用したごみ袋の容量に残余があるときは、本旨に逸脱しない範囲内において美化清掃及び事業活動以外の可燃ごみの投入を認めるものとする。
2. 地域3R推進活動	(1) 町会・自治会による3R活動	※⑤ ・地域内でのチラシの回覧等による周知 ・収集ステーションへの分別排出看板の設置 ・集団回収の実施	⑤ ・啓発チラシの作成 ・看板の作成・設置協力 ・集団回収用の袋の提供	【対象】 町会・自治会 【認定の目安】 ・対策の必要な区間が設定されること(地域の総意であり、関係町会・自治会の合意がなされていること)。 ・市のごみ処理計画に支障をきたさず、かつ、3R効果があるとともに、滞りなく回収が行えること。 ・啓発チラシ、看板、集団回収用の袋の数量及び仕様は協議の上市が別途定める。
	(2) 商店街による3R活動	※⑥ ・レジ袋の配布自粛(ポイント制またはレジ袋有料化の実施)	⑥ ・レジ袋削減キャンペーン用エコバッグの提供	【対象】 商店会 【認定の目安】 ・商店会全体の取組みで、合意がなされていること。 ・市からの提供品を売却しないこと。 ・エコバッグの提供は、年1回のキャンペーンの開催を前提とし、市が提供できる範囲内とする。提供物・数量は開催内容を踏まえ協議により定める。
3. 不法投棄防止活動		⑦ ・不法投棄未然防止及び清潔の保持のための一斉清掃の実施  ※⑧ ・不法投棄防止箇所のパトロールの強化 [⑦も実施するものとする]	⑦ ・不法投棄防止看板の設置 ・散乱ごみ、不法投棄物の回収協力  ⑧ ・職員による巡回監視の強化(必要により夜間実施)  [⑦の支援も含む]	【対象】 町会自治会、事業者組合等 【認定の目安】 ・不法投棄防止看板の設置等民地での取組みを含む場合、所有者の了解があること
4. その他市が認める環境美化活動※	実施内容を踏まえ市との協議の上で定める。(クリーン推進課と協議の上、公共性が認められ、かつ環境美化モデル活動にふさわしいと認められる活動であること)			1. ~ 3. 以外の市が認める活動。

備考：※印の取組みは市と活動申請者との間で覚書を取り交わすものとする。